

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月3日
【会社名】	むさし証券株式会社
【英訳名】	Musashi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小 高 富士夫
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
【電話番号】	048(644)0634(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部担当 安 藤 敦
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13
【電話番号】	048(644)0634(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部担当 安 藤 敦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 156,900,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	東京本部 (東京都中央区日本橋室町1丁目2番6号) 横浜支店 (神奈川県横浜市中区常盤町4丁目54番地)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	150,000株	完全議決権株式であり、当社における基準となる株式であります。なお、当社の発行する全部の株式については、会社法第107条第1項第1号に定める内容(いわゆる譲渡制限)を定めており、当該株式の譲渡または取得について取締役会の承認を要する旨を定款第9条において定めております。単元株式数は、100株であります。

- (注) 1 平成26年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成27年2月26日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集は、(注1)に記載の決定に伴って、平成27年2月26日から当社普通株式の取得の勧誘を行ったことにより開始しておりますが、当社の社内手続きに不備があり、本日(平成27年7月3日)に至るまで本有価証券届出書の提出が未了となっております。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	150,000株	156,900,000	
一般募集			
計(総発行株式)	150,000株	156,900,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,046	-	100株	平成27年2月26日(木)	-	平成27年2月27日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込の方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込を行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
- 4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋一丁目11番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
156,900,000	-	156,900,000

(注) 1 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取り金の額であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算であります。

2 本自己株式処分に係る諸費用はありませんので、記載していません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額156,900,000円につきましては、全額運転資金に充当いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	大栄不動産株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋室町一丁目1番8号
直近の有価証券報告書提出日	有価証券報告書 事業年度 第74期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第75期第1四半期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月8日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第75期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月12日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第75期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月12日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との関係

資本関係	割当予定先の当社株式所有数： 547,885株(議決権割合5.4%) 当社の割当予定先株式所有数： 522,000株(議決権割合4.1%)
取引関係	当社支店の店舗賃貸契約 割当予定先発行CPの取扱・社債の引受
人的関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	関連当事者に該当しません。

(注) 提出者と割当て予定先との関係は、平成27年2月26日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

大栄不動産株式会社は、当社の事業をご理解いただき、安定株主として財務基盤の安定に資するものとして選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 150,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である大栄不動産株式会社より、本株式に係る払込金額については、払込期日にその全額を払込む旨並びに必要となる資金も確保されていることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は第二種金融商品取引業者であり、当該割当先、当該割当予定先の役員または主要株主が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

定款の定めにより、本自己株式処分により割当てられる当社株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要します。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格の算出方法は、第三者的立場である鳳友コンサルティング株式会社(以下「鳳友」という。)に依頼し、時価純資産方式・配当還元方式・類似会社比準方式・取引事例方式の一定割合の加重平均から算出されたもので、かつ、平成26年6月27日開催の第69期定時株主総会第3号議案「募集株式の募集事項の決定を取締役に委任(自己株式の処分)する件」にて決議された払込金額の下限とした金額と同一であり、当該発行は有利発行には当たらず、発行条件は合理的であると判断いたしました。なお、発行価格について、当社は鳳友より財務的見地から妥当である旨の意見を受領しております。また、鳳友と当社との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量につきましては、本自己株式処分による割当予定数が発行済株式総数に占める割合が1.3%であり、株式の希薄化の程度は軽微であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議決 権数の割合(%)	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合(%)
富士倉庫運輸 株式会社	東京都江東区枝川 1丁目10番22号	720	7.14	720	6.95
日新製糖株式会社	東京都中央区日本橋 小網町14番1号	680	6.74	680	6.56
日本電子計算 株式会社	東京都江東区東陽 2丁目4番24号	666	6.60	666	6.43
東海東京フィナン シャル・ホール ディングス株式会 社	東京都中央区日本橋 3丁目6番2号	638	6.32	638	6.15
大栄不動産 株式会社	東京都中央区日本橋 室町1丁目1番8号	547	5.42	697	6.73
サイボー株式会社	埼玉県川口市前川 1丁目1番70号	542	5.37	542	5.22
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海 1丁目8番11号	471	4.66	471	4.54
リテラ・クレア 証券株式会社	東京都中央区京橋 1丁目2番1号	462	4.57	462	4.45
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区 宮原町2丁目19番4号	450	4.46	450	4.34
蛇の目ミシン工業 株式会社	東京都八王子市狭間町 1463番地	420	4.16	420	4.05
計	-	5,599	55.44	5,749	55.42

(注) 1 平成26年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日現在の総議決権数に、平成26年7月22日に行った自己株式処分(処分株式数125,000株)及び本自己株式処分(処分株式数150,000株)により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。

3 当社が保有している自己株式は、割当後744,941株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

第四部 組込情報に記載の有価証券報告書(第69期)及び半期報告書(第70期中)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、払込期日(平成27年2月27日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、払込期日(平成27年2月27日)においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第69期)	自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日	平成26年 6月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第70期中)	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日	平成26年12月25日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

むさし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村真敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野功

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているむさし証券株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、むさし証券株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月22日

むさし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	村	真	敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩	崎	裕	男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているむさし証券株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第70期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、むさし証券株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。